

岐労安発 0615 第1号  
令和3年6月15日

一般社団法人 岐阜県経営者協会  
会長 小川 信也 様

厚生労働省岐阜労働局  
職業安定部長



厚生労働省が新たに作成した履歴書様式例（厚生労働省履歴書様式例）の傘下・会員企業への周知のご協力について（ご依頼）

公正な採用選考の推進に向けた取組につきましては、日頃よりご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで公正な採用選考を確保する観点から、新規学卒者以外の応募者については、一般社団法人日本工業規格協会（以下「日本規格協会」という。）が、JIS規格の様式例で示していた履歴書様式例の使用を推奨してきました。

令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の様式例から履歴書様式例を削除したため、厚生労働省において公正な採用選考を確保する観点から新たな履歴書様式例の検討を行い、事業主の皆様に広く参考としていただくための様式例（厚生労働省履歴書様式例）を別添1のとおり作成いたしました。

厚生労働省においては、今後、公正な採用選考への理解を深めるさまざまな取組を実施するにあたり、厚生労働省履歴書様式例を活用していくこととしております。

貴団体におかれましても、公正な採用選考の実施に向け、厚生労働省履歴書様式例を参考にした履歴書の活用について、傘下・会員企業に対する周知の協力をお願ひいたします。

なお、周知にあたりましては、厚生労働省履歴書様式例とJIS規格の様式例との異なる点や、厚生労働省履歴書様式例を活用する際の留意点などを各事業主の皆様にご理解いただくための周知用リーフレットを別添2のとおり作成しましたので、当該周知用リーフレットをご活用いただきますようお願い申し上げます。

担当  
地方職業安定監察官  
新田・岩田  
058-245-1311

## 新たな履歴書の様式例の作成について

厚生労働省が作成した「様式例」を参考にして、  
公正な採用選考の取り組みをお願いします

厚生労働省では、これまで公正な採用選考（※1）を確保する観点から、一般財団法人日本規格協会（以下「日本規格協会」という。）が、JIS規格の解説の様式例において示していた履歴書の様式例の使用を推奨していました。

令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を削除したため、厚生労働省で新たな履歴書の様式について検討を行い、事業主の皆様に広く参考にしていただくための様式例（厚生労働省履歴書様式例）を作成しました（別添ご参照）。

採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をお願いします。履歴書の様式に本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特にご留意をお願いします。

（※1）厚生労働省では、応募者に広く門戸を開き、本人のもつ適性・能力を基準とした公正な採用選考を推進しています。

### 変更点（従来の履歴書様式例と異なる点）

- 性別欄は任意記載欄となります。
- 各欄（「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」）の4項目は設けないこととします。

※具体的に異なる箇所（詳細）はP3の別添をご参照ください

### 「性別欄」の扱い

#### 1. 性別欄は任意記載欄となります。

- 性自認の多様な在り方に対応するため、〔男・女〕の選択ではなく任意記載欄としました。
- 応募者が記載したい内容で記載することが可能となります。  
応募者が記載を希望しない場合は、未記載となる場合があります。

#### 【様式例を活用する際の留意点】

- 性別の把握が必要な場合に、面接等で適切な方法により確認することは可能です。  
応募者の中には自らの性を履歴書に記載したり、面接時等に述べることを望まない方もいます。そのため、制度上特定の性別の者を就業させることができない場合（坑内業務の一部等）や、男女の応募者数を把握したり（※2）、女性が相当程度少ない会社において女性を積極的に採用する（※3）場合など、性別の確認が必要な場合には、理由を説明し、応募者本人の十分な納得の上で行うようお願いします。性別の回答を強要することのないようご配慮をお願いします。

（※2）女性活躍推進法第8条、第9条、第12条、第20条の規定に基づき、一般事業主行動計画の策定のための把握、分析や目標設定、情報公表にあたり、また、えるぼし・プラチナえるぼしの認定申請にあたり、男女別の採用における競争倍率を把握する必要がある場合。

（※3）男女雇用機会均等法第8条の規定に基づき、女性が相当程度少ない会社において、女性を積極的に採用する必要がある場合。

- 性別欄の記載内容や、未記載であることで採否を決めることはないようお願いします。

## 下記4項目は設けず

### 2. 「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各欄は設けないことにしました。

- ・上記4つの欄は、特に応募者のプライバシーの要素が非常に高い情報であることなどを踏まえ、新たな履歴書の様式例では項目欄として設けないこととしました。
- ・なお、下記①～⑤の事項に関連して、「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」に記載された情報を把握していた場合は、公正な採用選考に留意した上で、下記の質問例を参考に面接時等に確認するようにしてください。

① 超過勤務・休日出勤関係、② 緊急対応関係、③ 配置先関係、④ 転勤関係、⑤ その他

#### （参考）面接時に確認する際の質問例

##### ① 超過勤務・休日出勤関係

- ・当社では時期により早朝出勤、深夜までの残業、休日出勤をお願いする場合がありますが、対応は可能でしょうか？また、対応ができない場合、朝何時から、また夜は何時頃までであれば勤務が可能でしょうか？

##### ② 緊急対応関係

- ・〇〇により当番制でオンコール対応（〇〇分以内の出勤）がありますが、対応は可能でしょうか？

##### ③ 配置先関係

- ・配置先は複数の営業所が候補となりますか、どの営業所でも勤務は可能でしょうか？
- ・配置先について配慮して欲しいことがあれば、その理由とともに教えてください。

##### ④ 転勤関係

- ・転勤をお願いする場合がありますが、対応は可能でしょうか？
- ・転勤のお願いにあたり配慮すべきことはありますか？

##### ⑤ その他

- ・当社で勤めるにあたり、配慮すべきこと等、お伺いしておいた方が良いことはありますか？
- ・通勤時間が概ね〇〇分以上の場合は、宿舎の利用もできますが、希望はありますか？

#### （パート労働者の場合）

- ・扶養の範囲内での勤務などは必要ありますか？

※ 上記質問は、面接者全員に行うようお願いします。

※ これらの質問を行う必要がある場合は、あらかじめ求人票や募集要領等に、関係する情報を記載してください。（特に上記①～④について）

#### 様式例の活用に関するその他の留意事項

- ・厚生労働省が作成した履歴書の様式は参考として示したものであり、各企業が必要に応じ、この様式例以外の履歴書やエントリーシートなどを活用することも可能です。
- ・なお、様式例と異なる様式の履歴書などを活用する場合には、公正な採用選考の観点から好ましくない項目を設けることは行わないよう、十分ご留意をお願いします。

## 履歴書様式の主な変更点

別添

## 新たな履歴書の様式例（厚生労働省履歴書様式例）

姓	名	性別	年齢	誕生日(西暦記入用)
<p>・「女」選択から 意記載に変更</p>				
半	身	姓	名	性別
初期の表現、発達、評議、評論の条件について記述する方法				
<p>④人名算定用入欄(前に複数・複数・複数内複数・複数複数・他の複数)のうちの各語を正確に記入</p>				

(参考) 従来の履歴書様式例 (JIS規格の履歴書様式例)

年	月	日	午前・午後	備考欄																
選択から 変更																				
受取の部位、部位、部位を手術、ドミール等で記入																				
<p style="text-align: center;">右記4つの欄を削除</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>部位</td> <td>時間</td> <td>分</td> <td>部位の部位</td> </tr> <tr> <td>部位の部位</td> <td>部位の部位</td> <td>部位の部位</td> <td>部位の部位</td> </tr> <tr> <td>部位</td> <td>部位</td> <td>部位</td> <td>部位</td> </tr> <tr> <td>部位</td> <td>部位</td> <td>部位</td> <td>部位</td> </tr> </table>					部位	時間	分	部位の部位	部位の部位	部位の部位	部位の部位	部位の部位	部位							
部位	時間	分	部位の部位																	
部位の部位	部位の部位	部位の部位	部位の部位																	
部位	部位	部位	部位																	
部位	部位	部位	部位																	
本人承認欄(本欄は「受取の部位」、「部位」、「部位」、「部位」に記入したものと同一のものとする。)																				

(事業主のみなさまへ)

詳しくは

公正採用選考特設サイト



ご存じですか？

採用面接でのその質問、

実は…

不適切です。



あなたの会社は大丈夫？

人権に配慮した**公正な採用選考**ができるか、チェックしてみましょう

# 公正な採用選考を行うポイント!!

## ① 応募者に広く門戸を開く

特定の国や地域の出身者、難病のある人、LGBT等の性的マイノリティなどの特定の人を除外せず、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにしましょう。

なお、法律上、事業主は労働者の募集及び採用について、

○性別にかかわりなく均等な機会を与えなければなりません(男女雇用機会均等法第5条)

○障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければなりません(障害者雇用促進法第34条)

○原則として年齢制限を設けることはできません(労働政策総合推進法第9条)

## ② 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とする

応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということに基づいた基準による採用選考を行いましょう。

職務内容によって、適性・能力を判断するのにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「**本人に責任のない事項**」や「**本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)**」はそもそも本人の適性・能力とは関係ないことです。

本人の適性・能力とは関係ないことを面接時にたずねることはもちろん、エントリーシートに記載させたり、作文の題材としたりすることは、就職差別につながりかねません。十分に気を付けましょう。

## 具体的に気をつけることは?

### 就職差別につながるおそれがある**14**事項

本人に責任のない事項の質問

本来自由であるべき事項の質問  
(思想・信条にかかわること)

不適切な選考方法

本籍・出生地

宗教

身元調査の実施

家族

支持政党

本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類(社用紙)の使用

住宅状況

人生観・生活信条

合理的・客観的に必要性が認められない健康診断の実施

生活環境・家庭環境

尊敬する人物

思想

労働組合(加入状況や活動歴など)、  
学生運動などの社会運動

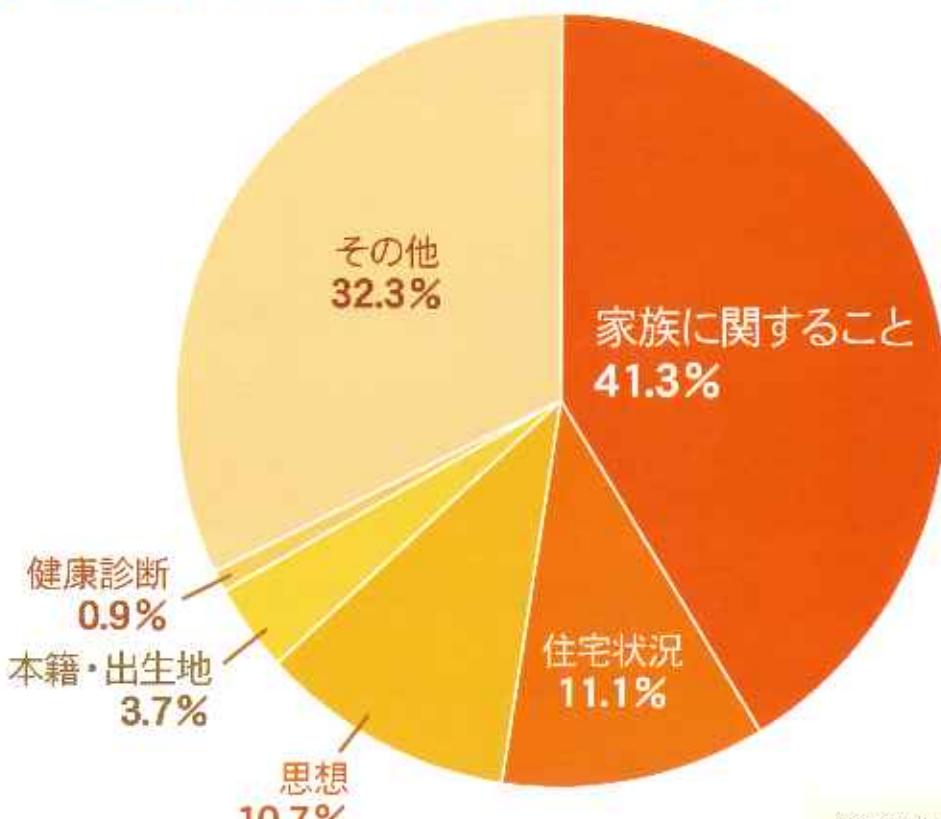
購読新聞・雑誌・愛読書



\*ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください

## 不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」の質問が約半数を占めています。  
面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。



※令和元年度にハローワークで把握した  
1,047件の内訳

## 求職者の個人情報の取り扱いについて

- ・職業安定法では、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際は、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨を規定しています
- ・法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

### 次の個人情報の収集は原則として認められません

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
  - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
  - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- 思想及び信条
  - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
  - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です

### 違反したときは

- ・違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります
- ・改善命令に違反した場合は、罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります

# 自社の採用選考における質問事項をチェックしてみましょう！

## エントリーシート編

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

## 採用面接編

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関する話を聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関する話題、愛読書などについて聞いている

### 1つでもチェックが入ったら、不適切です

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

### ※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を採否に影響させることなく、本人の適性・能力に基づいた採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで